令和8年度 預かり保育の定期利用申込みについて

1 預かり保育の定期利用とは

「3 利用要件」を満たした子どもを対象に、平日の午前8時から教育時間前と教育時間終了後から午後6時までの預かり保育を利用することができます。(行事等で、利用を控えていただくようお願いする日もあります。)

利用料は新2号認定によって無償となりますが、別途給食費及びおやつ代が必要です。

〔参考〕定期利用者の1か月(20日で計算)の利用料

預かり保育定期利用料 10,000円 (無償化により徴収しません)

給食費 173円×20日=3,460円

おやつ代 122円×20日=2,440円

合計 5,900円

8:00 9:00 14:00 18:00

預かり保育	教育時間	預かり保育

2 定員について

1 園につき15名。定員の空き状況については、各園にお問い合わせください。

3 利用要件

認定こども園に在園中もしくは入園予定の園児で、施設等利用給付2号認定(保育の必要性の認定)を受けている必要があります。詳細は、「利用者負担額(保育料)無償化のしおり」をご覧ください。※育児休業を取得される場合は、定期利用の継続ができません。

4 必要書類及び申請方法について ※次の(1)~(3)すべての手続きを完了してください。

必要書類	申請方法	
(1) 預かり保育定期利用申請	2ページ記載の二次元コー	
	<u>ド</u> を読み取り、電子申請	
(2) 施設等利用給付認定申請書(2・3号用)	利用予定または現在利用し	
(3) 就労証明書等(保護者それぞれの書類が1部ずつ必要)	ている市立認定こども園に	
	書面で提出	

- ※(3)は保育所等の利用申込をしている場合はコピーでも可
- ※就労予定の場合、就労予定の年月日が記入された雇用主の証明が必要です。 また、就労してから2週間以内に「就労開始証明書」をご提出ください。
- ※<u>既に施設等利用給付認定申請書・就労証明書等を提出済みで認定を受けている場合は、</u> (2)(3)の提出は不要です。(1)のみ提出してください。

5 提出期限について

令和8年4月から利用希望の方は、上記の手続きを**令和8年2月10日(火)まで**に済ませてください。申込者が定員を超えた場合は抽選を行います。

令和8年2月11日(水)以降の申請は、先着順での受付となります。上記4の手続きを利用希望月の前々月11日から前月10日の期間に済ませてください。すでに定員を超えている場合は順番待ちとなります。

- ※例えば、3月20日に申請した場合は、定員に空きがあれば5月から利用可能
- ※月途中入園の方は、提出期限が過ぎている場合でも一度ご相談ください。

6 申込者が定員を超えた場合の抽選について

- (1) 抽選日 令和8年2月17日(火)午後4時
- (2) 場 所 利用予定または現在利用している市立認定こども園
- (3) 持ち物 入園願書等提出時にお渡しする受付証(令和8年4月入園者のみ) ※代理の方は来園時本人確認します
- (4) その他
 - ①抽選となる場合のみ、保育幼稚園事業課から連絡いたします。
 - ②抽選日当日に欠席された場合、申込みは取消となりますのでご注意ください。
 - ③就労時間の長さやきょうだいの同時申込みによる優先利用の適用はありません。
 - ④抽選に漏れた場合は、順番待ちとなり、空きが出るまでは、日々利用となります。

7 利用上の注意

- (1) 定期利用はその年度中のみ有効です。翌年度の利用については、あらためて申込をしていただく必要があり、その際も定員を超える申込があった場合は、抽選となります。
- (2) 途中で定期利用を停止し、再度定期利用を希望する場合、その時点で利用人数が定員に達していれば利用できません。
- (3)利用要件を満たさなくなった場合は、その時点で定期利用ができなくなり、日々利用する場合にも利用料が発生します。
- (4) 育児休業明け、または就労内定で利用する場合、就労開始証明書で確認する復職日、または就労開始日が定期利用開始日であり、その日以前に預かり保育を利用すると、日々利用の料金がかかります。また、入園する月ではなく、復職月もしくは、就労開始月を基準として提出期限までに申込みをしてください。
- 8 預かり保育定期利用申請 二次元コード一覧(停止届もこちらからお手続きください) ※認定こども園ごとに二次元コードが異なりますのでご注意ください。 ※申請を取り下げる場合は、LoGoフォームのマイページからお手続きください。















【問合せ先】

茨木市こども育成部 保育幼稚園事業課 認定係 【電話】072-620-1638